

日本弁理士会の組織と役員制度についての提言

会員 小谷 悦司

要約

従来の会員4,000人時代なら、現行日本弁理士会の組織と役員制度はそれなりに機能していたといえるが、会員が5,000人を超え、10,000人に近づきつつあるとしている現在、今迄どおりの弁理士会の組織のあり方のみでは正副会長の繁忙度は増すばかりであり、弁理士会設立の最大の目的である会員の指導、連絡、監督（弁理士法第56条第2項）も益々不十分となり、会員の総意も纏めにくくなることは火を見るより明らかである。

かかる弊害を解消するため、(1)本会の「組織」を、本部組織と、全国を複数のブロックに分けた広域地域会（弁理士法及び会則上の支部）とで構成すること、(2)現行「役員制度」における常議員制度を廃止して理事制度に改め、全国の地域ブロック毎に定員を定めて選挙によって選出された数十名の理事によって、審議機関としての理事会を構成する。また、理事中より常務理事を選出して正副会長と共に常務理事会を構成し、この常務理事会を常務案件の審議機関と位置づけるとともに、さらに、この常務理事に、会長より個別案件毎の具体的な会務を執行する権限の委任を受け、政府の知的財産立国施策推進の一翼を担うことにより増大化するであろう弁理士会の事業展開を円滑に図れるようにすると共に、正副会長の繁忙度を軽減できるようにすることを提言する。

目次

I. 総論

II. 改革具体論

1. 組織について

2. 役員制度について

.....

I. 総論

(1) 「組織」に関して、現行の増大化する会員を擁する全国単一会である日本弁理士会において、会員に対する指導、連絡、及び監督という本会の設立目的（弁理士法第56条第2項）を達成すると共に、会長のリーダーシップを全国くまなく行き渡らせ会員の総意を纏め易くするために、公認会計士協会等の他土業の組織にも見られるように、全国を複数の地域ブロックに分割し、これらのブロックの上に立つ本会が地域ブロックを介して意思伝達するという組織が不可欠であると考えられる。

また、「役員制度」に関して、本会の意思決定に個々の会員の意見を反映させるためには、役員はブロック毎に定員を定めて選挙によって選ばれるべきである。従って、「組織」と「役員制度」は切り離して考えるべきものではなく、それらは同時に検討し、改革されるべきものである。

(2) 本会は、日本公認会計士協会と同様に全国単一の法人格からなる組織であるが（日本弁護士連合会、日

本税理士連合会及び日本司法書士連合会の3土業は、都道府県等を単位として全国隈なく組織化された法人格を有する会の連合会組織）、日本公認会計士協会では、他の連合体組織を有する土業と同様、積極的に各地方在住会員（なお、東京在住会員も地方会員）を組織化し、本部と各地域会（支部）とで単一の組織体を形成し、その中から「理事」たる本部役員を選出し、各地の地方会員の意見を本部に反映させ（ボトムアップ方式）、また、代表権と会務執行権を持つ会長、及びそれを補佐する副会長、ならびに重要審議事項を会長、副会長と共に審議し、かつ、会長より個別具体案件毎に執行権の委任を受けて会長副会長を支える常務理事からなる常務理事会が執行機関となって会員の指導、連絡、及び監督の事務を全国隅々まで徹底させている（トップダウン方式）。

それに対して、本会では、支部設置や支部決議に関する制約的な規定（弁理士会則第104条、第106条、第107条、第113条等）こそあれ、日本公認会計士協会のような組織、役員制度を有していない。現在政府が強力に推進している司法制度改革と知財立国推進施策の一部を日本弁理士会が担うことを求められている中で、日本弁理士会の組織、及び役員制度を現状のまま放置するならば知財立国の担い手となる土業の中心は他の土業に移ってしまいかねない現状を迎えているこ

とを十分認識すべきである。

本会が組織と役員制度を改革するに当たり、参考とすべき他の士業団体としては、会員数が他の士業ほど多くなく、日本弁理士会と近く、かつ、大都市偏在型であり、かつ、全国を通じて単一会である等において共通点の多い日本公認会計士協会のそれが最も参考になると考える。

II. 改革具体論

1. 組織について

(1) 組織の大枠

① 本部組織と、全国を複数のブロックに分けた広域地域会（弁理士法及び弁理士会会則上の支部、以下、「地域会」という、当面は、例えば、首都圏、東日本、中部日本、及び西日本の4つ程度の広域地域会で出発）とで構成する。

② 会員数の増加に伴ない、将来的には必要に応じて地域会を分割していく。また、会則上の支部の規定をゆるやかな規定に改め、地域会の設置及び分割を促進し易くする。

(2) 本部と地域会との役割分担について

① 本会の設立目的である会員の指導、連絡及び監督の指針は本部で示し、その具体的運用、権限は地域会に移譲する。その方が地域に密着した円滑、適切な活動の展開が図れる。但し、会員の懲戒については地域会で調査して本部に報告し、本部にて懲戒処分する。

② 支援センター事業や制度昂揚普及事業、さらに政府の知的財産立国施策の分担事業等、各地域会毎に行なうことがより好ましい事業については、その指針を本部で作成し、具体的な事業の実施は、各地域会に委任し、各地域会毎または複数の地域会の協力連携下に行なう。

③ 会員数の増大により研修所の研修事業は限界にきている。本来、研修は、会員ひとりひとりが行なうべきものであり、それを本部と地域会とが役割分担して組織的に支援する仕組みを新しく構築すべきである。

このように、権限の行使や運用をできる限り地域会に移譲し役割分担させることにより、本会の活動が全国的に、かつ活発に展開できることとなり、かつ、本会役員 の 繁忙度が大巾に軽減されることになる。

尚、筆者は、昭和56年度岡部正夫会長時代に、その前年の市川理吉会長の折、九州の朝日事件（父親の弁

理士が亡くなった後、その子息が父親の職印を用いて出願手続等を行ないミスが発生したことが表面化し、新聞に大々的に報じられた事件）が発生した際、旧弁理士法10条2項に「弁理士会ハ支部ヲ設クルコトヲ得」と規定されているにも拘らず、一切支部が設けられておらず、弁理士会の目的である「弁理士の指導、及び連絡（旧弁理士法11条、現行弁理士法56条2項では「会員の指導、連絡、及び監督」）を実効あらしめるためには、東京を含む全国に支部を設置する必要があるとの全国支部論を企画委員会に提言したが、時期尚早とする意見が多く、結局、機の熟した地域から支部を設置すべしとの答申がなされ、その後、近畿及び東京在住の多くの会員の理解と協力の下に、鈴木正次会長の昭和59年秋に近畿支部（初代支部長 森本義弘）が全国で始めて設置された。

しかし、東京に支部を設置することに関しては、本会の活動に屋上屋を架するにすぎず不要とする考えが大勢で、現在でも、そのような考え方を披瀝される会員がおられる。

しかしながら、会員数が圧倒的に多く、さらに増大している東京においてこそ支部（地域会）の設置が求められているといえる。以下、その主な理由を3つに絞って挙げる。

① 本会（本部）の活動は、本来、特許庁、裁判所、知的財産戦略本部等の対外的活動に注力されるべきで、会員の指導、連絡、及び監督（上記研修支援事業を含め）は、支部（地域会）に委任せざるを得ない状況にあり、また、支部（地域会）に委任してこそ実効が高まるものである。

② 今、知財戦略本部から270にもものぼる知財推進計画事業に関し、日本弁理士会に協力が求められているが、これらの事業（ベンチャーの立ち上げ支援、TLO、ADR etc）は、地域に密着した事業であり、本会（本部）のみではとうてい対応できない。

もし、日本弁理士会がこれに対応しなければ知財立国を担う士業は他の士業に移ってしまうであろう。近畿支部や東海支部ではそのような事業が始められつつあるが、東京やその他の地域では受け皿となる地域組織（支部）が存在しないところから、弁理士会としての具体的な動きが見られない。地域毎に魅力ある事業計画を立て、多くの会員を動員してこれらの事業を推進することにより、日本弁理士会全体の活性化が図ら

れると共に、弁理士及び日本弁理士会の存在を世間に広くアピールできることとなる。

③ 本部の仕事は、日本弁理士会の基本的施策を練り上げ、その施策実現のマニュアルを作成することであり、その具体的な活動は地域会単位で行なうようにすべきである。今迄の日本弁理士会は、委員会における議論中心の活動が多かったと思える。実行する会とする上で本部の下部組織として支部（地域会）の設置は必須のものといえる。

立国の一端を担う士業としてのあり方等について会員全体の意思をトップダウン、ボトムアップの双方により把握できる役員制度とする。

② 役員 の 繁忙度をできるだけ軽減する一方、会務の継続性を明確に図り得る仕組みとする。

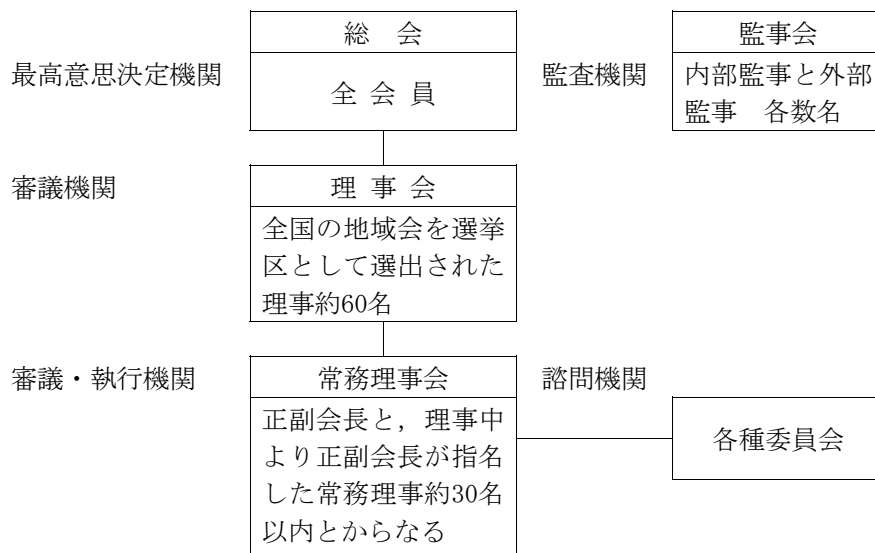
③ 代表権と執行権を掌握する会長には強力なリーダーシップすなわち時代の動きを先取りして明確かつ適切、公正な目標を設定する見識と指導力を兼ね備えた人材が求められ、そのような人材を会の活動を通じて組織的に育ち得る仕組みとし、かつ、会務活動を全会員が見得るようオープンな組織とすることにより、全会員の総意に基づき公正な選挙により会の代表者たる会長を選出できるようにする。

2. 役員制度について

(1) 新しい役員制度構築に当って配慮すべきこと

① 社会の急速な進展に即し、迅速に対応でき、知財

(2) 新しい役員制度について



(3) 各役員 の 任期、選出方法及び運用のあり方

役職	任期	員数	選出方法	運用
会長 (注1)	2年 *	1名	全国選挙	常務理事及び副会長を経験した人で、大方の賛同が得られると思われる人、再任可
副会長 (注2)	1年	8名 *	全国選挙か、全国を首都圏、東日本、中部日本、西日本の4つを選挙区とする選挙区内の会員数に比例按分した定員毎に選出(無投票選挙可)	常務理事直近経験者 再任可
常務理事 (注3)	2～4年 (但し、半数1～2年交替)	30名以内 *	下記理事中より互選または選出時の正副会長により指名	理事、常務理事以上の役職経験者 再任可
理事 (注4)	2～4年 (同上)	60名 *	各地域会の会員数に比例した員数を各地域会を選挙区として選出(無投票当選可)	本会の委員会委員長、または副委員長以上の役職を経験した人 理事や常務理事、副会長を経験した人も可 再任可

*は、要検討

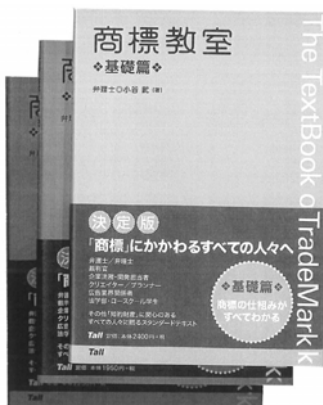
- (注1) 会長は、本会の代表権、会務執行権を一手に掌握する立場となった以上、全国選挙により選出するのが原則。
- (注2) 総括副会長は廃止する。総括副会長廃止に伴ない、会則61条4項乃至6項は改正する必要あり。
- (注3) 常務理事は、正副会長と共に常務理事会を構成し、重要審議事項の審議に参加するとともに、諮問機関たる委員会の分担、委員会からの答申につき常務理事会で必要と認めた事項の実現に向けて個別具体的な執行権限を会長からの委任の下に執行し、理事会や総会の提出議案の作成等を正副会長の指示の下に行なう等の会務を担い、正副会長の繁忙度を軽減すると共に、常務理事経験者が

正副会長となるような運用を図り、会務の継続性を図る。また、常務理事の経験を経て、力ある人が正副会長となるので、正・副会長に就任した時点で会務全般が理解でき、外部団体ときっちりした対応が図れる。なお、常務理事制の導入に基づき、会則98条ないし100条に定める執行補佐役は廃止する。

- (注4) 理事は、日本弁理士会の民主的運営を図る上からこの程度の数が必要であり、また、一種代議的な役割を担うことから、地域会を選挙区として選出されるべきである。地域会の設置と併せて、各地域会を代表する理事により審議機関としての理事会を構成することは、今回の組織と役員制度改革の核心である。

(原稿受領 2003.8.28)

書籍紹介



『商標教室（基礎篇・判例研究篇Ⅰ・Ⅱ）』

小谷 武 著 (株) トール刊
A5判 基礎篇 190頁 2,400円(外税)
判例研究篇Ⅰ
172頁 1,950円(外税)
判例研究篇Ⅱ
214頁 2,250円(外税)

本書は基礎篇・判例研究篇Ⅰ・Ⅱと3冊で構成されている。

本書の全体を通していえることは、ビジュアル面において非常に工夫が凝らされており、ややもすれば単調なものとなりがちな判例集において、読者の興味を引き立てる内容となっていることである。

最近では判例集の類のものは数多く出版されており、また裁判所のホームページも充実していることから、判例へのアクセスは容易となった。しかしながら、特に商標事件では問題となる商標の構成態様や使用態様抜きには判例の真の理解は得られないにも関わらず、多くの判例集ではそういった商標の記載が省略されており、また裁判所のホームページに掲載された判決文でも物件の掲載が省略されているものが多く、判例の内容を深く理解できない場合も少なくない。

その点、本書は原告の登録商標や被告の被疑侵害物件といった、実際に問題となった構成態様、使用態様に係る商標が豊富に掲載されているため、係争対象物が不明であることにより判例をよく理解できないという心配は全くない。

基礎篇は判例研究篇を読むに当たっての基礎知識を養う役割を持っている。この基礎篇があることにより、本書が単なる判例集に留まらないものとなっている。判例研究篇も含めて、解説は「ですます調」で書かれており、堅苦しいものとなりがちな判例集において親しみやすいものとなっている。既述したようにビジュアル的にも工夫がなされているため、初学者にも抵抗感なく受け入れられると思う。

また、基礎篇における章立てと判例研究篇における章立ては一致しているため、例えば基礎篇の第1章を読み終えた所で該当する判例に当たりたいと思えば、すぐに該当判例を引くことができるし、判例研究篇の判例を読みつつ基礎篇の解説を参照する際にも便利である。

判例研究篇は、Ⅰ・Ⅱの二分冊で構成されており、基礎篇における章立てに従って20の判例が挙げられている。代表的な重要判例が採り上げられており、内容的にもビジュアル的で分かりやすい解説がされている。解説されている判例数はⅠ・Ⅱを合計しても20であるため、量的に見て不十分と見る向きもあるだろうが、各判例の末尾には関連判例が紹介され、ここで簡潔ながらも判例理解には十分な解説が施されているので、量的な不十分さも解消されている。

判例を研究するには勿論、商標制度を深く理解するためにも必読の書籍となるであろう。

(パテント編集委員 山田 武史)